

1 京都市旅館業施設建築等指導要綱に基づく手続（建築確認申請を伴う計画の場合）

(1) 計画の公開

20日間
経過後

【標識の設置】
 ・敷地内の見やすい場所に、計画の概要を記載した標識を設置【様式あり】
 ・標識を設置した後、ただちに医療衛生センターに以下の事項を報告すること。
 標識を設置した日、標識を設置した場所、標識を設置した場所の周囲おおむね200mの区域内の見取図、標識を設置した場所及びその周辺状況を示す写真、標識の記載事項を容易に判読することができる写真
 ・標識の設置期間は、市長の承認申請を行う20日前から建築確認申請の確認済証の交付を受けるまで
 【近隣住民等への説明】
 ・近隣住民等に対し、計画の概要について説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずること。
 ・説明範囲は下図（★）【近隣説明の範囲】のとおり

※経過措置
 改正前の要綱が適用されていた以下の地域以外の地域については、令和2年3月31日までの間、改正後の要綱を適用しない。

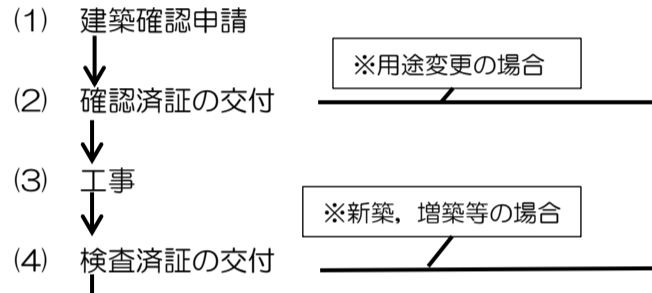
- ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、市街化調整区域
- ・近隣商業地域及び商業地域については、上記地域（準工業地域及び市街化調整区域を除く。）の境界又は学校、児童福祉施設、社会教育施設、文化財、公園の敷地から110メートル区域内の場合

(2) 計画の承認申請

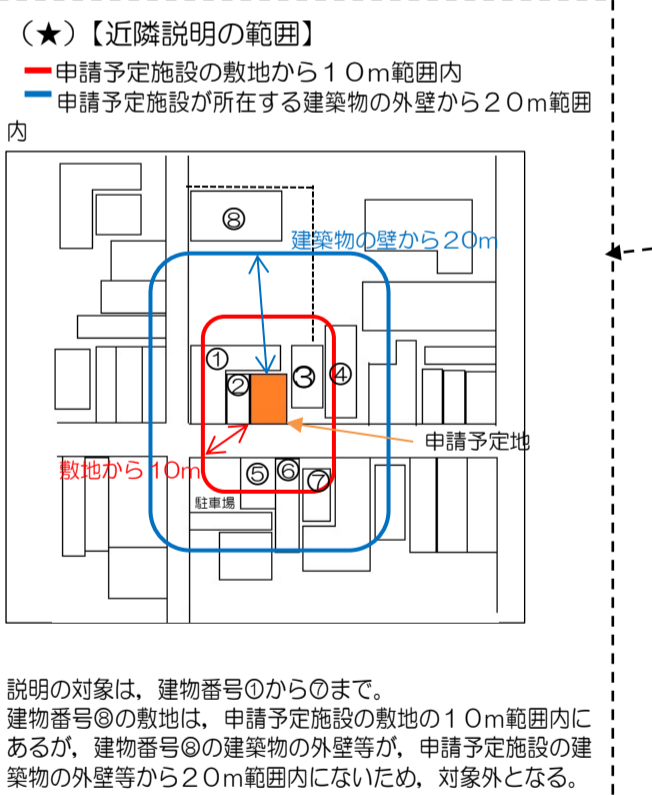
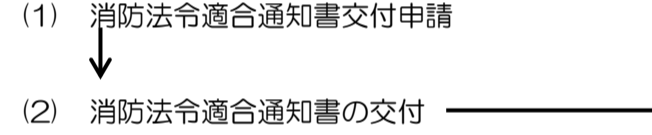
●添付書類
 構造設備の概要、公開結果報告書、標識を設置している状況を撮影した写真、付近見取図、配置図、平面図、客室の床面積・寝室面積及び窓面積並びにその算定根拠を表等により示す書類、玄関帳場の詳細図（正面図・側面図等）、立面図、室内の仕上げを明示した書類、屋外広告物を設置する場所の付近見取図、屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面、その他市長が必要と認める書類

(3) 計画承認通知書の交付

2 建築基準法に基づく手続



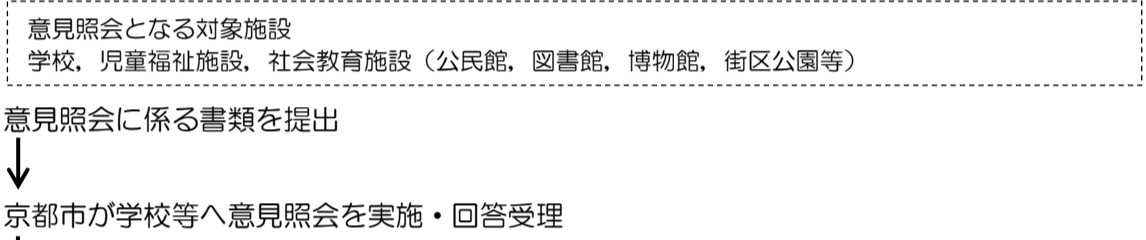
3 消防法令に基づく手続



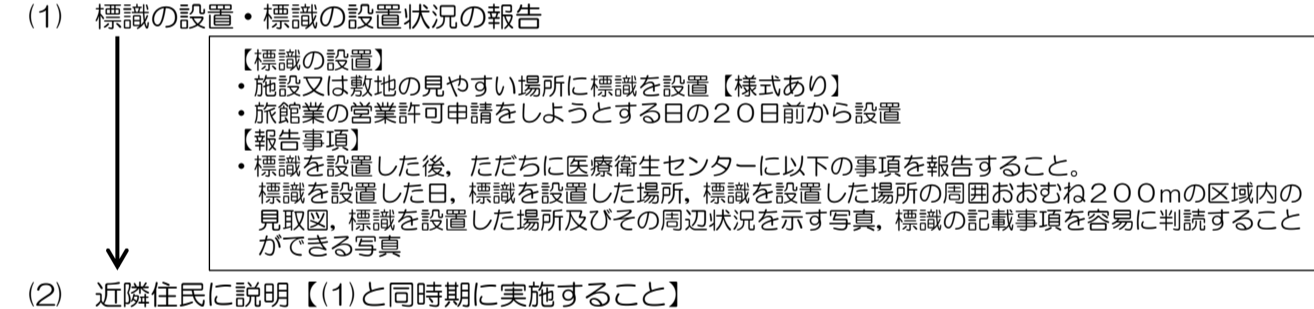
営業者の適正な旅館業の運営に当たる遵守事項
 ●玄関帳場等で面接により宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。
 ●玄関帳場での面接の際に、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項及び施設の使用方法を説明しなければならない。（必要に応じて外国語を用いる。）
 ●周辺住民等からの苦情及び問合せ等、緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。
 ●施設の外部から見やすい場所に、以下の項目を記載した標識を設置しなければならない。
 【旅館業施設】
 ・営業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
 ・施設の名称
 ・営業の種別
 ・管理者の連絡先
 ・施設外玄関帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置する場合）
 【施設外玄関帳場】
 ・施設外玄関帳場である旨
 ・管理する施設の名称

旅館業法に基づく手続

4 学校等への意見照会（※）照会対象施設の敷地から110m区域内の場合

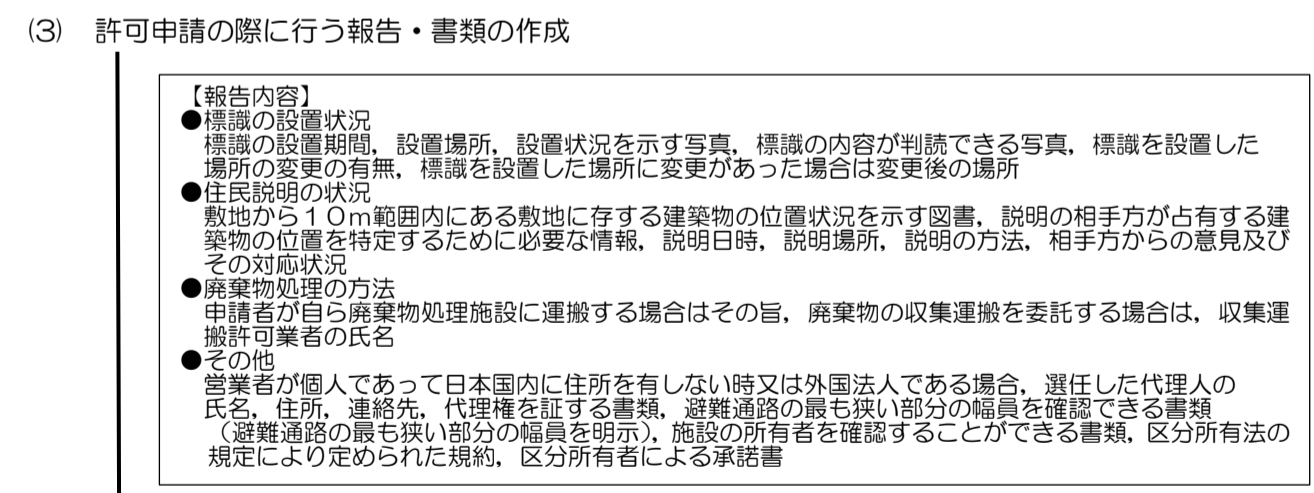


5 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく手続



【説明範囲】※左図（★）【近隣説明の範囲】のとおり
 【説明事項】
 ※施設の所在地、申請者の氏名・住所・連絡先・申請予定日、施設の名称、建物の規模及び構造、施設の面積、客室数、宿泊者の定員、営業開始予定日、管理者の氏名・住所・連絡先、説明会に関する情報、標識に係る問合せに対応する者の連絡先、説明の内容に係る問合せに対応する者の連絡先、宿泊者に対して説明しようとする具体的な内容（ハウスルール）
 ●周辺住民、自治会等から、説明会の開催又は個別の説明などの求めがあれば、真摯に応じること。

標識の記載事項



6 旅館業の営業許可申請

